



# 山形県公報

平成16年2月17日(火)  
第1517号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正  
.....( 新行財政システム推進課 )... 157

山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程の一部を改正する規程.....( 環境整備課 )... 158

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....( 児童家庭課 )... 同

県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....( 農村計画課 )... 同

民有保安林指定の予定.....( 森 林 課 )... 同

都市計画の変更.....( 都市計画課 )... 159

都市計画事業の認可.....( 同 )... 同

県道の供用の開始.....( 最上総合支庁建設総務課 )... 同

道路の区域の変更.....( 庄内総合支庁建設総務課 )... 160

同.....( 同 )... 同

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

鶴岡市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立ての裁決..... 同

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正..... 163

平成15年9月28日執行の山形県議会議員西置賜郡選挙区補欠選挙における候補者の  
選挙運動に関する収支報告書の要旨..... 164

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第169号

平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正し、告示の日以降に実施する試験等から適用する。

平成16年2月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

|                     |   |   |   |       |
|---------------------|---|---|---|-------|
| 山形県立保健医療大学編入学選考試験   | 同 | 同 | 同 | を     |
| 山形県立保健医療大学編入学選考試験   | 同 | 同 | 同 | に改める。 |
| 山形県立保健医療大学大学院入学選考試験 | 同 | 同 | 同 |       |

## 山形県告示第170号

山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年2月17日

山形県知事 高橋和雄

山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程の一部を改正する規程

山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程（平成4年7月県告示第803号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の2の4第3項」を「第15条の2の5第3項」に改める。

第2条第1項中「第19条の7第3項」を「第19条の10第3項」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県告示第171号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年2月17日

山形県知事 高橋和雄

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.8パーセント」を「年0.75パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規程は、平成16年1月19日から適用する。
- 2 平成16年1月19日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第172号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成16年2月17日

山形県知事 高橋和雄

| 事業名    | 地区名  | 工事完了年月日     |
|--------|------|-------------|
| 防災ダム事業 | 引竜第二 | 平成15年12月25日 |

## 山形県告示第173号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成16年2月17日

山形県知事 高橋和雄

- 1 保安林予定森林の所在場所  
最上郡真室川町大字川の内字沢内山667 - 1 から667 - 3 まで・667 - 5 ・667 - 6（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
イ 主伐は、択伐による。  
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第174号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年2月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 小国都市計画道路
- (2) 名称 3・5・3坂町八木沢線、3・6・1小国停車場線、3・6・2岩井沢小坂町線、3・6・3小坂町大宮線及び3・6・5栄町小坂町線

#### 2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

#### 3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課

#### 山形県告示第175号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成16年2月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 施行者の名称

山 辺 町

#### 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・303号城南大通り線及び3・5・303号大塚大寺線

#### 3 事業地

- (1) 収用の部分 東村山郡山辺町大字山辺字東町及び字南町地内
- (2) 使用の部分 なし

#### 4 事業施行期間

平成16年2月17日から平成22年3月31日まで

#### 山形県告示第176号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月17日から同年3月1日まで縦覧に供する。

平成16年2月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 新庄次年子村山線
- 2 供用開始の区間 新庄市堀端町11番3から  
同 404番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月17日

## 山形県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月17日から同年3月1日まで縦覧に供する。

平成16年2月17日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長        |
|---------------------|---|------|------------------|-----------|
| 鶴岡市大字高坂字天王原228番1から  |   | 旧    | 81.4メートル         | 1,480メートル |
| 同 大字外内島字信州川原12番52まで |   |      | 21.6             |           |
| 同                   | 上 | 新    | 80.0メートル<br>21.6 | 同上        |

## 山形県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月17日から同年3月1日まで縦覧に供する。

平成16年2月17日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長        |
|--------------------|---|------|------------------|-----------|
| 鶴岡市大字井岡字塔の腰105番2から |   | 旧    | 97.4メートル         | 1,124メートル |
| 同 大字高坂字三ヶ水口245番まで  |   |      | 10.6             |           |
| 同                  | 上 | 新    | 72.2メートル<br>10.6 | 同上        |

## 選挙管理委員会関係

## 山形県選挙管理委員会告示第12号

平成15年11月9日執行の鶴岡市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関し、鶴岡市山王町9番23号菅原成典から提起された審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

平成16年2月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

敏

## 裁 決 書

山形県鶴岡市山王町9番23号

審査申立人 菅 原 成 典

上記審査申立人から平成15年12月11日付けで提起された同年11月9日執行の鶴岡市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

## 審査の申立ての要旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、平成15年11月9日執行の鶴岡市長選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力及び当選の効力について、同年同月11日付けで鶴岡市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は、同年12月10日、この異議の申出を棄却する旨の決定をした。申立人は、これを不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めるとともに、当選人である富塚陽一の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査を申し立てたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

## 第1 選挙無効の理由

1 公職選挙法(以下「法」という。)第33条第1項に規定する「選挙」とは投票日の1日のみを指すのではなく、告示日から投票日までの期間全部を指しているものである。

同条同項において、市長の「任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う」と規定されており、市長の任期満了の日である平成15年12月8日の前日から30日以内にあたる期間は同年11月8日に始まる。

しかるに、市委員会は、本件選挙を同年11月2日に告示しており、同日から同年同月7日までの6日間は同条同項に規定する選挙の期間に含まれておらず、法に違反している。

2 市委員会は、平成15年6月2日に、本件選挙の期日を同年11月9日から同年同月16日までの8日間とし、投票日を同年同月16日として決定し、公告したが、同年10月8日になり、この投票日を同年11月9日に変更した。

しかし、法には、一度決定し公告した選挙日の変更を許す条項は存在せず、市委員会の上記変更行為は違法である。

3 本件選挙における富塚陽一候補の対立候補者である網島不二雄候補は、平成15年10月1日に山形大学教授を辞任したもので、選挙に対する準備の時間が不足しており、選挙日までの期間が短縮されれば決定的な不利をこうむり、逆に、6月前から立候補宣言をしている富塚陽一候補が有利になることは明らかであった。

それにもかかわらず、市委員会が、いったん決定した選挙日を上記のように変更したのは、網島不二雄候補に対する選挙妨害であるとともに、富塚陽一候補を有利に導くもので、網島不二雄候補に対する職権濫用による選挙妨害として法第226条に当たる違法な行為である。これは、刑法第193条にも該当するとともに、法例第2条及び民法第90条により無効とされるべき行為でもある。

また、市長である富塚陽一候補は、積極的に市委員会と共謀して選挙日を変更したもので、これは同候補の市長としての職権濫用による選挙妨害であり、刑法第193条に当たる。

4 本件選挙に係る選挙運動に関する支出金額の制限額は910万円であるが、富塚陽一候補は、選挙運動員約100名に対して運動費用10万円を渡すなどして、選挙費用として3,000万円を使っており、選挙費用に関し法違反の行為を行った。

5 富塚陽一候補は、約100名の男子運動員を雇い入れて戸別訪問を行わせており、これは戸別訪問を禁止した法の違反に当たる。

## 第2 当選無効の理由

第1の1ないし5と同じ。

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして認めこれを受理し、市委員会から弁明書及び関係書類の提出を、申立人から反論書の提出を求めたうえ、本件選挙関係者の証人尋問を実施するなどして審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

## 第1 選挙の効力について

### 1 審査申立理由（以下「申立理由」という。）第1の1について

法第33条第1項に規定する「選挙」について、これを定義する明文の規定は法には存しないが、同条第5項において、同条第1項の選挙の期日は、選挙の種類に応じ、それぞれ少なくとも何日か前に告示しなければならないと定められており、仮に申立人が主張するように同条第1項の「選挙」を告示日から投票日までの全期間と解するとすれば、同条第5項により、当該告示日の何日か前に、さらに告示をしなければならないという不合理な結果が生ずる。

法における他の規定を見ても、例えば法第86条の4では、一定の公職の候補者となろうとする者は、当該選挙の期日の公示又は告示があった日に当該選挙長に届け出なければならないと定められているとともに、法第129条では、これらの候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まででなければ選挙運動をすることができないと規定されている。また、平成15年6月に改正された法第48条の2では、選挙の当日に投票できない一定の事由がある場合には、当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において投票を行わせることができる旨定められている（なお、この期日前投票制度は同年12月1日以降に公示又は告示される選挙について適用されることになったものであるが、当該制度が導入される以前に実施された本件選挙に適用されていた不在者投票制度についても、同年6月に改正される前の法第49条及び公職選挙法施行令第56条において同様の考え方が示されている。）など、いずれも選挙の期日とはその投票日を指すことを前提とした規定が存する。

したがって、法第33条第1項に規定する「選挙」は投票日のみを指すものと解され、本件選挙における投票日は任期満了日の前30日以内であることから、市委員会が行った選挙期日の決定が同条同項に違反するとは認められない。

### 2 申立理由第1の2について

法第33条第5項等に基づきいったん告示した選挙の期日の変更については、法第57条に、天災その他避けることのできない事故による繰延投票と再投票に関する規定があり、同条は、選挙は、いったん告示された以上、その告示による選挙の期日に必ず行うべきものという原則に対する例外を定めたものと解される。しかし、告示前における選挙の期日の変更については、これを禁止する規定はない。

市委員会委員長及び事務局長の証言並びに市委員会提出の資料によれば、市委員会は、平成15年6月2日に開かれた委員会において、本件選挙の選挙期日を同年11月16日、選挙期日の告示日を同年同月9日と決定したこと、この選挙の期日については、市委員会からの情報提供により新聞等で報道され、市民の知り得るところとなったこと、この選挙期日について法第33条第5項による告示はなされなかったこと、市委員会は同年10月8日に開かれた委員会において本件選挙の期日を同年11月9日、選挙期日の告示日を同年同月2日に変更し、同日、選挙期日の告示を行ったことが認められる。

以上によれば、市委員会が、いったん決定し、新聞等で報道された選挙期日を変更した事実はあるものの、法第33条第5項に基づき選挙期日を告示した後の変更ではなく、後に認定する理由から告示前に変更を行ったもので、これをもって法に違反するとは認められない。

### 3 申立理由第1の3について

市委員会委員長及び事務局長の証言によれば、市委員会が上記の選挙期日の変更を行ったのは、平成15年11月9日の衆議院議員総選挙との2週続けての選挙になれば市民にとって大きな負担となるので、これを避け、市民の利便性を考慮したからであり、加えて、2週続けての選挙になれば、投票率への影響も懸念されたことや、財政状況の厳しい中、同日選挙により経費の節減を図ることも、その理由であったことが認められる。また、これらの証言からは、変更の際し、富塚陽一市長からの働きかけがあったことや、いずれかの候補に利便を図り、あるいは不利益を与える意図を持って変更を行ったことは認められず、他にこれらの主張事実を認定するに足る証拠はない。

以上によれば、市委員会が行った選挙の期日の変更には合理的な理由があり、これに関し法第226条に当たる違法な行為があったとは認められず、刑法第193条に該当する犯罪であるとの主張や、法例第2条又は民法第90条により無効な行為であるとの主張も、いずれも失当であることが明らかである。

また、上記のとおり、選挙期日の変更に関し、富塚陽一候補に刑法第193条に該当する行為があった事実も認められない。

### 4 申立理由第1の4及び5について

申立人は、当選人の富塚陽一候補が、選挙運動に関する支出額の制限に関する法違反があったこと、さらに戸別訪問の禁止に関する法違反があったことによる選挙無効をも主張しているが、そもそも選挙が無効とされ

るのは、法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。そして、ここでいう選挙の規定違反とは、選挙の管理執行の手續きに関する規定に違反することを指し、候補者や選挙運動者等に選挙の取締りないし罰則規定違反の行為があったということは、これには当たらないと解される。したがって、仮に申立人の上記主張にかかる違反行為があったとしても、選挙無効の原因とはならないというべきである。

なお、付言すれば、選挙運動に関する支出金額について、市委員会から提出された資料によれば、本件選挙に係る選挙運動に関する支出金額の制限額は9,516,100円であり、富塚陽一候補の出納責任者が平成15年12月24日に提出した選挙運動費用収支報告書では4,090,157円となっており、本件選挙の制限額を超えていないことが認められる。さらに、市委員会委員長及び事務局長の証言によれば、市委員会では、法第254条による当選人等の処刑の通知や、法第254条の2第3項による総括主宰者、出納責任者等の処刑の通知を受理しておらず、また、当委員会から山形地方裁判所に対して照会した結果によっても、本件選挙に関し法違反又は刑法第193条に該当する行為により刑に処する裁判の無かったことが認められる。

よって、選挙の効力に関する申立人の主張は、いずれも理由がない。

第2 当選の効力について

上記のとおり、本件選挙は有効と認められるので、次に当選の効力について判断する。

法第251条には、当選人が同条に規定する選挙犯罪により刑に処せられたときは、その当選人の当選は無効とすると規定されており、出納責任者その他一定の関係者が選挙犯罪により刑に処せられた場合も、当選人の当選が無効となることがあるが、市委員会委員長及び事務局長の証言によれば、市委員会では、法第254条による当選人等の処刑の通知や、法第254条の2第3項による総括主宰者、出納責任者等の処刑の通知を受理しておらず、また、当委員会から山形地方裁判所に対して照会した結果によっても、本件選挙に関し法違反により刑に処する裁判の無かったことが認められる。

以上によれば、当選人又はその出納責任者その他関係者が法違反により刑に処せられた事実は認められず、これらの者に法違反があることを原因とする当選無効の主張は理由がない。なお、申立人は、当選人が法違反以外に、刑法に該当する罪を犯したことを原因として当選の無効を主張するが、法には、刑法上の犯罪があったことを原因として当選を無効とする規定はなく、失当である。

他方、市委員会の行為と当選の効力の関係については、当選に関する争訟において当選無効の原因となるのは、当選人決定についての違法、すなわち当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等に限られるものと解される。申立人の主張する市委員会の行為は、こうした当選人決定に関する違法には当たらず、当選無効の原因とはなり得ない。

よって、当選の効力に関する申立人の主張は、いずれも理由がない。

以上のとおり、申立人の主張は理由がないので、当委員会はこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

平成16年2月6日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 安 部 敏

山形県選挙管理委員会告示第13号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年2月17日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 安 部 敏

5 介護老人保健施設の項の表中

|           |                 |       |
|-----------|-----------------|-------|
| 余 目 徳 洲 苑 | " 余目町松陽一丁目1 - 6 | を     |
| 余 目 徳 洲 苑 | " 余目町松陽一丁目1 - 6 | に改める。 |
| ほ の か     | " 三川町大字押切新田字深田1 |       |

山形県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成15年9月28日執行の山形県議会議員西置賜郡選挙区補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成16年2月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安 部 敏

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成15年9月28日執行 山形県議会議員選挙（西置賜郡選挙区）

2 公職選挙の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,343,600円

3 報告書の要旨

| 候補者氏名        | 長谷川 俊 夫 | 所属党派    | 無       | 所 属             | 期 間<br>平成15年9月5日から<br>平成15年9月30日まで | 第 1 回 分 |
|--------------|---------|---------|---------|-----------------|------------------------------------|---------|
| 出納責任者氏名      | 柴 田 守 彦 |         |         |                 |                                    |         |
| 収 入<br>主たる寄附 |         |         |         |                 | 支 出                                |         |
| (氏名又は団体名)    |         | (職 業)   | (寄 附 額) |                 | 費 用                                | 金 額     |
| 菊 地 幹 夫      | 農 業     | 10,000  | 円       | 人 件 費           | 844,000                            | 円       |
| 菅 原 光 一 郎    | 自 営 業   | 10,000  |         | 家 屋 費           | 362,546                            |         |
| 小 谷 部 由 見    | 建 築 業   | 20,000  |         | (イ) 選 挙 事 務 所 費 | 360,546                            |         |
| 鈴 木 和 彦      | 農 業     | 10,000  |         | (ロ) 集 合 会 場 費   | 2,000                              |         |
| 渋 谷 佐 内      | 農 業     | 20,000  |         | 通 信 費           | 0                                  |         |
| 松 浦 衛        | 無 職     | 10,000  |         | 交 通 費           | 0                                  |         |
| 紺 野 貞 郎      | 無 職     | 50,000  |         | 印 刷 費           | 1,027,320                          |         |
| 佐 藤 孝 平      | 無 職     | 50,000  |         | 広 告 費           | 711,635                            |         |
| 鈴 木 健 一      | 無 職     | 10,000  |         | 文 具 費           | 16,650                             |         |
| 金 田 清 一 郎    | 農 業     | 30,000  |         | 食 糧 費           | 174,741                            |         |
| 佐 藤 貞 吉      | 会 社 員   | 30,000  |         | 休 泊 費           | 0                                  |         |
| 安 部 四 良      | 無 職     | 50,000  |         | 雑 費             | 123,722                            |         |
| 佐 藤 幸 雄      | 歯 科 医   | 100,000 |         |                 |                                    |         |
| 菅 原 文 雄      | 無 職     | 5,000   |         |                 |                                    |         |



|         |       |           |  |  |
|---------|-------|-----------|--|--|
| 長谷川 捷 典 | 無 職   | 100,000   |  |  |
| 横山 寛 道  | 生花店   | 50,000    |  |  |
| 遠藤 武 男  | 無 職   | 30,000    |  |  |
| 長谷川 六 郎 | 無 職   | 1,000,000 |  |  |
| 小松 勝 美  | 会社員   | 4,000     |  |  |
| 小松      | 農 業   | 2,000     |  |  |
| 木口 克 俊  | 印 刷 業 | 2,000     |  |  |
| 中嶋 良 吉  | 無 職   | 4,000     |  |  |
| 佐藤 俊 弘  | 農 業   | 4,000     |  |  |
| 橋本 秀 一  | 農 業   | 2,000     |  |  |
| 長谷川 六 郎 | 無 職   | 10,000    |  |  |
| 小谷部 久美子 | 無 職   | 13,500    |  |  |
| 安部 宮 子  | 無 職   | 22,500    |  |  |
| 紺野 貞 子  | 無 職   | 27,000    |  |  |
| 土屋 はる子  | 無 職   | 13,500    |  |  |
| 新宮 和 子  | 無 職   | 13,500    |  |  |
| 長谷川 昭 子 | 無 職   | 13,500    |  |  |
| 平井田 鶴 子 | 農 業   | 9,000     |  |  |
| 菅間 きぬ子  | 無 職   | 9,000     |  |  |
| 橋本 葉 子  | 農 業   | 9,000     |  |  |
| 中嶋 た け  | 無 職   | 13,500    |  |  |
| 佐藤 ト ヨ  | 無 職   | 9,000     |  |  |
|         |       |           |  |  |
|         |       |           |  |  |

|          |                   |           |     |           |
|----------|-------------------|-----------|-----|-----------|
|          |                   |           |     |           |
|          |                   |           |     |           |
|          |                   |           |     |           |
| その他の寄附   | 件                 |           |     |           |
| その他の収入   |                   | 1,800,000 |     |           |
| 今回計      |                   | 3,566,000 | 今回計 | 3,260,664 |
| 前回計      |                   |           | 前回計 |           |
| 総計       |                   | 3,566,000 | 総計  | 3,260,664 |
| 報告書受理年月日 | 平成15年10月9日 第1回報告分 |           |     |           |

|               |                   |                            |           |                                   |                      |
|---------------|-------------------|----------------------------|-----------|-----------------------------------|----------------------|
| 候補者氏名         | 長谷川俊夫             | 所属党派                       | 無所属       | 期間<br>平成15年9月5日から<br>平成15年9月30日まで | 第1回分                 |
| 出納責任者氏名       | 柴田守彦              |                            |           |                                   |                      |
| 収入<br>主たる寄附   |                   |                            |           | 支出                                |                      |
| (氏名又は団体名)     | (職業)              | (寄附額)                      |           | 費用                                | 金額                   |
| 自由民主党山形県支部連合会 | 政 党               | 600,000 <sup>円</sup>       |           | 人件費                               | 545,000 <sup>円</sup> |
| 鈴木重治          | 建設業               | 90,000                     |           | 家屋費                               | 44,457               |
| 松野日出男         | 木工業               | 3,000                      |           | (イ)選挙事務所費                         | 44,457               |
| 鈴木孝次          | 農 業               | 18,000                     |           | (ロ)集合会費                           | 0                    |
| 橋本晃二          | 農 業               | 18,000                     |           | 通信費                               | 0                    |
| 橋本勇一          | 農 業               | 18,000                     |           | 交通費                               | 0                    |
| 熊坂清           | 農 業               | 18,000                     |           | 印刷費                               | 917,525              |
| 大類恒男          | 自営業               | 18,000                     |           | 広告費                               | 479,379              |
| 梅津一久          | 農 業               | 18,000                     |           | 文具費                               | 7,980                |
| 松野志津子         | 無 職               | 20,000                     |           | 食糧費                               | 375,512              |
| 中川多栄子         | 無 職               | 15,000                     |           | 休泊費                               | 72,750               |
| 松野みね          | 無 職               | 15,000                     |           | 雑費                                | 205,766              |
|               |                   |                            |           |                                   |                      |
| その他の寄附        |                   | 79 <sup>件</sup><br>210,000 |           |                                   |                      |
| その他の収入        |                   |                            | 1,637,369 |                                   |                      |
| 今 回 計         |                   |                            | 2,698,369 | 今 回 計                             | 2,648,369            |
| 前 回 計         |                   |                            |           | 前 回 計                             |                      |
| 総 計           |                   |                            | 2,698,369 | 総 計                               | 2,648,369            |
| 報告書受理年月日      | 平成15年4月28日 第1回報告分 |                            |           |                                   |                      |

|             |                   |           |     |                                      |           |
|-------------|-------------------|-----------|-----|--------------------------------------|-----------|
| 候補者氏名       | 長谷川俊夫             | 所属党派      | 無所属 | 期間<br>平成15年10月16日から<br>平成15年10月29日まで | 第1回分      |
| 出納責任者氏名     | 柴田守彦              |           |     |                                      |           |
| 収入<br>主たる寄附 |                   |           |     | 支出                                   |           |
| (氏名又は団体名)   | (職業)              | (寄附額)     |     | 費用                                   | 金額        |
|             |                   | 円         |     | 人件費                                  | 円         |
|             |                   |           |     | 家屋費                                  |           |
|             |                   |           |     | (イ)選挙事務所費                            |           |
|             |                   |           |     | (ロ)集会会場費                             |           |
|             |                   |           |     | 通信費                                  | 67,824    |
|             |                   |           |     | 交通費                                  |           |
|             |                   |           |     | 印刷費                                  |           |
|             |                   |           |     | 広告費                                  |           |
|             |                   |           |     | 文具費                                  |           |
|             |                   |           |     | 食糧費                                  |           |
|             |                   |           |     | 休泊費                                  |           |
|             |                   |           |     | 雑費                                   | 6,915     |
| その他の寄附      |                   | 件         |     |                                      |           |
| その他の収入      |                   |           |     |                                      |           |
| 今回計         |                   |           |     | 今回計                                  | 74,739    |
| 前回計         |                   | 3,566,000 |     | 前回計                                  | 3,260,664 |
| 総計          |                   | 3,566,000 |     | 総計                                   | 3,335,403 |
| 報告書受理年月日    | 平成15年11月4日 第2回報告分 |           |     |                                      |           |

|             |                    |           |     |                                   |                      |
|-------------|--------------------|-----------|-----|-----------------------------------|----------------------|
| 候補者氏名       | 小池克敏               | 所属党派      | 無所属 | 期間<br>平成15年9月3日から<br>平成15年10月1日まで | 第1回分                 |
| 出納責任者氏名     | 伊藤紘一               |           |     |                                   |                      |
| 収入<br>主たる寄附 |                    |           |     | 支出                                |                      |
| (氏名又は団体名)   | (職業)               | (寄附額)     |     | 費用                                | 金額                   |
|             |                    | 円         |     | 人件費                               | 506,000 <sup>円</sup> |
|             |                    |           |     | 家屋費                               | 1,242,385            |
|             |                    |           |     | (イ)選挙事務所費                         | 1,242,385            |
|             |                    |           |     | (ロ)集会会場費                          | 0                    |
|             |                    |           |     | 通信費                               | 69,590               |
|             |                    |           |     | 交通費                               | 0                    |
|             |                    |           |     | 印刷費                               | 861,000              |
|             |                    |           |     | 広告費                               | 731,682              |
|             |                    |           |     | 文具費                               | 13,087               |
|             |                    |           |     | 食糧費                               | 310,624              |
|             |                    |           |     | 休泊費                               | 0                    |
|             |                    |           |     | 雑費                                | 111,290              |
|             |                    |           |     |                                   |                      |
| その他の寄附      |                    | 件         |     |                                   |                      |
| その他の収入      |                    |           |     |                                   |                      |
| 今回計         |                    | 4,000,000 |     | 今回計                               | 3,845,658            |
| 前回計         |                    |           |     | 前回計                               |                      |
| 総計          |                    | 4,000,000 |     | 総計                                | 3,845,658            |
| 報告書受理年月日    | 平成15年10月10日 第1回報告分 |           |     |                                   |                      |

正 誤

| 発行年月日     | 県公報<br>番号 | ページ  | 行     | 誤       | 正          |
|-----------|-----------|------|-------|---------|------------|
| 平成15.10.3 | 第1480号    | 1182 | 下から18 | 64.51   | 65.41      |
| 平成16.1.6  | 第1505号    | 2    | 30    | 「第34条中」 | 「第34条第1項中」 |